

既往データに基づく性状の判断

【照会】

既往のデータにより、物品の性状を判断しても差し支えない場合があれば、御教示願いたい。

【回答】

当該物品を構成する成分及び各成分の含有率が特定されており、かつ、次のいずれかに該当する場合には、原則として、既往のデータから物品の性状を判断して差し支えない。

1 物品を構成するすべての成分についてその性状が明らかな場合

(1) 物品を構成する全ての成分が、法別表の品名欄に掲げる同一の品名（第4類の「石油類」に限る）に属する危険物である場合には、当該物品は当該品名に属する危険物としての性状を有するものとする。

(2) 物品を構成するすべての成分が、令別表第3の性質欄に掲げる同一の性状を有する場合には、当該物品は当該性質を有するものとする。

(3) 物品を構成するすべての成分が、法別表の同一の類の品名欄に掲げる品名のみに関し、かつ、当該類の性質欄に掲げる性状を有しない場合には、当該物品は当該性状を有しないものとする。

2 同一の成分を含有する複数の製品について、その中の特定の成分組成を有する物品の性状が明らかな場合

(1) 一定の成分組成を有する物品の性状が明らかである、例えば、次のような場合

ア 物質A及びその50%水溶液が第一石油類（水溶性）に該当する場合においては、「物質Aの50%以上の水溶液」は第一石油類（水溶性）に該当するものとする。

イ 物質B（第一種酸化性固体）と物質C（第二種酸化性固体）からなる混合物について、物質Bの含有率が50%のものが第二種酸化性固体の性状を示すものである場合においては、「物質Bの含有率が50%未満のもの」は第二種酸化性固体の性状を示すものとする。

- (2) 同一の成分から構成され、各成分の含有率が異なる二つの物品が令別表第 3 の性質欄に掲げる同一の性状を有し、かつ、成分の含有率がいずれも、一方の物品における成分の含有率と他方の物品における成分の含有率の間にある場合には、当該二物品と同一の性状を有するものとする。
- (3) 同一の成分から構成され、各成分の含有率が異なる二つの物品が法別表の品名欄に掲げる同一の品名（第 4 類の「石油類」に限る。）に属する危険物である場合、成分の含有率がいずれも、一方の物品における成分の含有率と他方の物品における成分の含有率の間にある場合には、当該二物品と同一の品名に属する危険物としての性状を有するものとする。

（平成元年 7 月 4 日 消防危第 64 号 各都道府県消防主管部長あて 危険物規制課長通知）